

第 36 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 6 月 25 日（木）午後 1 時 30 分から午後 1 時 52 分

2. 開催場所 砂川市役所 2 階 中会議室

3. 出席委員（13人）

会長	13番	関尾 一史			
委員	1 番	片桐 幸示	2 番	渡部 延三	
	3 番	高橋 凌	4 番	竹田 安宏	
	5 番	菊地 匡	6 番	井上 善博	
	7 番	笹島 敏彦	8 番	渡邊 達郎	
	9 番	猿渡万里子	10番	角丸 章	
	12番	垣野 芳博	11番	小野寺一晃	

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

報告第 1 号	農地法第 3 条の第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 2 号	農業者年金に関する申請について
報告第 3 号	農地所有適格法人の要件確認について
議案第 1 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による 農用地利用集積等促進計画の要請について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	奥山 雅喜
事務局次長	谷地 雄樹
事務局事務係長	佐々木也一
事務局事務係主事	久保 遥河

7. 会議の概要

事務局次長 定刻となりましたので、これより第 36 回砂川市農業委員会定例総会をはじめます。

本日の総会の出席委員数は、砂川市農業委員会規則第 6 条の規定による定数を満たしておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

会長 <開会挨拶>

議長 はじめに、本日の議事録署名人の指名ですが、議席番号 9 番の猿渡万里子委員と、10 番の角丸章委員です。よろしくをお願いいたします。

それでは、報告に入ります。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」事務局より説明願います。

事務局 では、報告第 1 号をご説明いたします。議案の 1 ページをお開き願います。

案件は 2 件です。1 番、届出者は、[REDACTED]。土地の所在は、東豊沼 179 番 2、地目は公簿・現況とも田、面積 1,107 m²の 1 筆、令和 6 年 2 月 10 日、相続により所有権を取得したものです。本件は、[REDACTED]が相続したものです。5 月 19 日に届出を受理して、5 月 20 日、受理通知を交付、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。図面は 10 ページに、第 1 号図を添付しておりますのでご参照願います。

次に 2 ページをご覧願います。2 番、届出者は、[REDACTED]。土地の所在は、空知太西 1 条 2 丁目 148 番、地目は公簿が田で現況が畑、面積 363 m²、以下、3 ページに跨り、記載のとおり計 41 筆、面積 99,000 m²、令和 5 年 10 月 16 日、相続により所有権を取得したものです。本件は、[REDACTED]が相続したものです。6 月 9 日に届出を受理して、同日、受理通知を交付、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。図面は 11 ページに、第 2 号図を添付しておりますのでご参照願います。以上、ご報告いたします。

議長 ただいま、報告第 1 号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

全員 なし。

議長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 それでは本件を承認いたします。

続きまして、報告第 2 号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

事務局 では、報告第 2 号をご説明いたします。議案の 4 ページをご覧願います。案件は 1 件、農業者老齢年金裁定請求についてです。令和 8 年 6 月 8 日に [REDACTED]より申込みがありました。こちらは、既に専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。

議長 ただいま、報告第 2 号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

全員 なし。

議長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

議長

それでは本件を承認いたします。

続きまして、報告第3号「農地所有適格法人の要件確認について」、事務局より説明願います。

事務局

では、報告第3号をご説明いたします。議案の5ページと別紙1をご覧ください。案件は4件です。

1件目は、[]です。別紙1の確認書を上から順に見ていきたいと思います。経営面積は畑が1.04ha、法人形態は合同会社、事業の種類は、きゅうりの生産と除雪作業になります。売上高は、過半が農業によるものですので要件を満たしております。また、議決権を持つ構成員2人が農業常時従事者であり、裏面中段をご覧くださいまして、理事等の役員である2人が農業常時従事者であるため、両方とも過半要件を満たしています。

以上のとおり、[]は、農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認しております。

2件目は、[]です。別紙2の確認書を上から順に見ていきたいと思います。経営面積は採草放牧地が85.1ha、法人形態は特例有限会社、事業の種類は、生乳を生産するとともに、関連事業として、乳製品加工販売や飲食事業を行っております。売上高は関連事業を含めて、全額が農業による売上となっておりますので、売上高の過半が農業によるという要件を満たしております。また、議決権を持つ構成員2人とも農業常時従事者であり、裏面中段をご覧くださいまして、理事等の役員である3人全員が農業常時従事者であるため、両方とも過半要件を満たしています。以上のとおり、[]は、農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認しております。

3件目は、[]です。別紙3の確認書を上から順に見ていきたいと思います。経営面積は田が53.2ha、畑が1.8ha、法人形態は株式会社、事業の種類は、水稻で、関連事業として米の販売を行っております。売上高は関連事業を含めて、全額が農業による売上となっておりますので、売上高の過半が農業によるという要件を満たしております。また、議決権を持つ構成員1人が農業常時従事者であり、裏面中段をご覧くださいまして、理事等の役員である3人全員が農業常時従事者であるため、両方とも過半要件を満たしています。以上のとおり、[]は、農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認しております。

4件目は、[]です。別紙4の確認書を上から順に見ていきたいと思います。経営面積は田が18.8ha、畑0.2ha、法人形態は株式会社、事業の種類は、水稻とそばを生産しており、売上高は全て農業によるものですので要件を満たしております。さらに、議決権を持つ構成員1人が農業常時従事者となっており、裏面中段をご覧くださいまして、理事等の役員である1人が農業常時従事者であるため、両方とも過半要件を満たしています。以上のとおり、[]も要件を全て満たしております。

以上、ご報告いたします。

議長
全員
議長
全員
議長

ただいま、報告第3号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続きまして、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より提案願います。

事務局

では、議案第1号をご説明いたします。議案の6ページをご覧ください。
案件は1件です。

1番、土地所有者・譲渡人は、

、転用計画者・譲受人は、

の申請です。土地の表示は、空知太東1条7丁目334番18、地目は公募・現況とも畑、面積661㎡の1筆です。転用目的は、一般住宅1棟や駐車場、庭兼堆雪場の建設です。農地の区分は、砂川市都市計画において準工業地域として用途指定されていますので、第3種農地になります。図面は12ページ、第3号図に示しており、法律関係は売買です。転用計画の内容ですが、転用期間は許可後から永年、資金計画は事業費4,796万円に対し、全額を借入金で対応することとしています。

この案件に関する農地法第5条の審査は、別紙5にまとめているとおりますが、別紙5の4ページ、5の総合判断の欄に記載していますとおり、本案件は、立地基準において原則として転用が許可される第3種農地であり、また、一般基準においても特に問題はありませんので、許可相当と認められます。以上、ご審議をお願いいたします。

議長
全員
議長
全員
議長

ただいま、議案第1号の説明がありました。ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、許可相当としてよろしいですか。

異議なし。

それでは、異議なしと認め、許可相当と意見を付して、進達することといたします。

続きまして、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について」、事務局より提案願います。

事務局

では、議案第2号をご説明いたします。議案の7ページをお開き願います。案件は1件です。計画番号は令和8年度所第2号、広告予定年月日は令和8年7月21日、こちらは、農地売買等事業の貸付タイプ、旧農地保有合理化事業にあたります。出し手・譲渡人は、

、受け手・譲受人は、

、農地の所在等は、富平155番、地目は公簿・現況とも田、面積462㎡、以下、記載のとおり計12筆、面積85,518.82㎡になります。対価は、契約金額25,650,000円、これは地積に単価300,000円を乗じた額になります。支払いは、令和8年9月26日までに譲渡人の指定口座に振り込むこととし、所有権移転の時期・引渡しの時期は対価の支払い日、図面は13ページ、第4号図に示しております。本件の要件確認は、別紙6に調査書を添付していますとおり、必要な要件の全てを満たしているため、決定できる案件です。

なお、本件は、先程申しましたとおり旧農地保有合理化事業を活用した案件であり、との間で5年間の賃貸借を経て売買を行うものです。以上、ご審議をお願いいたします。

議長

ただいま、議案第2号の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。

全員
議長

なし。

質問がないようですので、本件については異議なしと認めることとしてよろしいですか。

全員

異議なし。

議長 それでは異議なしと認め、北海道農業公社に要請することといたします。
 本日の議題は以上ですが、全体を通して委員の皆さんから何かございませんか。

なし。

それでは、特にないようですので、「その他事項」に入ります。
では、事務局より説明願います。

事務局

・令和8年第2回砂川市議会定例会

2. 農政課報告（事務局次長）

・場 所 文京シビックホールほか（東京）

4. 北海道新規就農フェア（事務局）

・場 所 北海道庁赤れんが庁舎（札幌市）

・出 者 調整中

5. 記録簿の提出（事務局）

・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。
(メールアドレス：nogvo@city.sunagawa.lg.jp)

6. 協議会報告（協議会長）

6月23日(火)に実施

・第2回総会

本日の定例総会終了後に実施

議長

全昌

特にはないようですので、協議会長から説明のあったとおり、この後、協議会総会を開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、次回総会の日程についてですが、次回の総会は、委員改選後、初めて開催される総会となります。このため、「農業委員会等に関する法律」の規定により、市長が招集することになっており、日時につきましては、7月21日 火曜日 午後1時半からと伺っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと思います。

＜議長挨拶＞

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員